令和７年　　月　　日

**宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う要望書**

宮古島市長　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 要望者（変更土地利用者） |
|  | 住　所 |  |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　印 | 法人の場合担当者 |
| 電話番号 |  |  |
| 受付　整理番号－ |

宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、下記理由により当該土地の変更について要望します。

←いずれかの□に✔

□農用地区域から除外　　□農用地区域へ編入

１．変更内容

２．変更要望地（記入欄不足の場合は別紙１に記入し添付）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大字 | 小字 | 地番 | 登記地目 | 登記面積 | 変更面積 |
|  |  |  |  | ㎡ | ㎡ |
|  |  |  |  | ㎡ | ㎡ |
|  |  |  |  | ㎡ | ㎡ |

３．変更目的（例：一般住宅、共同住宅、宿泊施設等）

|  |
| --- |
|  |

４．要望する理由（なぜこの土地を利用したいのか必要性・緊急性等を具体的に記入）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

５．代替地がないとする理由

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |

**※裏面があります**

注意：要望書の提出期間

令和７年７月１日（火）から

令和７年８月２９日（金）まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部長 | 課長 | 補佐兼係長 | 係 |
|  |  |  |  |

６．添付書類（各１部）※用意できない書類は相談に応じます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類 | 発行元 | 除外 | 編入 | チェック欄 |
| 別紙２　土地所有者による要望同意書 | 市様式 | ○ | ○ | □ |
| 別紙３　隣接地所有者同意書（住宅・共同住宅以外の除外要望の場合） | 市様式 | ○ |  | □ |
| 別紙４－１　誓約書（除外） | 市様式 | ○ |  | □ |
| 別紙４－２　誓約書（編入） | 市様式 |  | ○ | □ |
| 事業計画図（配置図・平面図・立面図、一部除外がある場合は求積図） | 任意様式 | ○ |  | □ |
| 資金計画書（必要経費・自己資金・借入金等） | 任意様式 | ○ |  | □ |
| 要望者の資産証明書（所有するすべての土地家屋が記載されているもの。資産が無い場合は無資産証明書） | 宮古島市税務課 | ○ |  | □ |
| 変更土地の公図及び登記事項証明書の写し | 法務局 | ○ | ○ | □ |
| 要望者が法人の場合、履歴事項全部証明書 | 法務局 | ○ |  | □ |
| 要望目的がホテルの場合、自治会の総会議決書 | 該当自治会 |  |  | □ |
| その他必要書類（決算書・融資内諾証明等） | 必要に応じて市が提出を求めます | □ |

７．関係機関との調整

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 関係機関名 | 調整状況 |
| 除外要望地の地目又は現況が畑の場合農地転用の可能性　※航空写真上のみの判断 | 宮古島市農業委員会事務局 | 可能性あり　可能性なし□　 　 □ |
| 目的が上水道を利用する場合、水道利用見込み | 宮古島市水道部 | 未調整　調整中　調整済□　 □　 □ |
| その他調整を要する関係機関（任意記入） | ・ | 未調整　調整中　調整済□　 □　 □ |

※宮古島市農業委員会事務局・水道部との調整は窓口でのみ対応します（電話対応不可）

８．確認事項

　※除外の場合、次の要件をすべて満たしている必要があります。

　　１．農用地等以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

２．地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

３．農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

４．効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと

５．土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

６．農業生産基盤整備事業の区域内に該当する場合、事業完了後８年を経過しているものであること

　※提出された要望がすべて認可されるものではないことをご理解ください。

　※見直しのスケジュールはあくまでも予定で、変更することがあることをご理解ください。

　※要望書提出後の事業者変更・事業内容変更は認めません。